定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年七月五日

東京都千代田区東神田二丁目六番五号

株式会社オフィスバスターズ

代表取締役　天野　太郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年七月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年七月五日

長野県安曇野市三郷温八五六三番地

株式会社横内新生ミルク

代表取締役　加藤　貴弘

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年七月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年七月五日

愛知県岡崎市大樹寺一丁目二番地二

株式会社アオイプラザ

代表取締役　安井　隆豐

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年七月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年七月五日

鹿児島市住吉町一三番六号

鹿児島荷役海陸運輸株式会社

代表取締役　杉木　聡

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である秋田康博が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年七月五日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二〇階

エフエスエー・サービス・ジャパン・インク　日本における代表者　秋田　康博

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である青木雅司が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十三年七月五日

名古屋市東区泉一丁目七番三四号荘苑泉三C

TURN TURN INC.

日本における代表者　青木　雅司

限定承認公告

本籍東京都足立区扇三丁目一番、最後の住所東京都足立区扇三丁目一番一三号

被相続人　亡　前川　八郎

右被相続人は平成二十三年五月六日死亡し、その相続人は平成二十三年六月二十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月五日

東京都足立区扇三丁目一番一三号

相続財産管理人　前川　一美

限定承認公告

本籍東京都世田谷区成城一丁目一番、最後の住所東京都荒川区東尾久四丁目三三番八―二〇三号

被相続人　亡　長沼めぐみ

右被相続人は平成二十三年四月五日死亡し、その相続人は平成二十三年六月二十二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月五日

東京都杉並区善福寺一丁目二九番一三号

相続財産管理人　長沼　範良

限定承認公告

本籍滋賀県草津市追分町一二一番地六、最後の住所滋賀県草津市岡本町一四六二番地五一

被相続人　亡　赤崎　明博

右被相続人は平成二十二年十二月九日死亡し、その相続人は平成二十三年六月二十三日大津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月五日

滋賀県東近江市八日市緑町三七番一三号

限定承認者　肥夏麻奈美

限定承認公告

本籍長崎市出雲三丁目二一二番地、最後の住所長崎市戸町二丁目一七三番地九市営二本松アパートB二棟一〇二号

被相続人　亡　戸澤　文雄

右被相続人は平成二十三年五月九日死亡し、その相続人は平成二十三年六月二十三日長崎家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月五日

長崎市戸町二丁目一七三番地九市営二本松アパートB二棟一〇二号

相続財産管理人　戸澤　徳子

限定承認公告

本籍熊本県上益城郡御船町大字木倉六九〇七番地、最後の住所熊本県上益城郡御船町大字木倉六九〇七番地　被相続人　亡　前永　光雄

右被相続人は平成二十二年六月十六日死亡し、その相続人は平成二十三年六月二十二日熊本家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月五日

熊本県上益城郡御船町大字木倉六九〇七番地

限定承認者　前永　泰憲

熊本県熊本市京町一丁目一一番三号田中法律事務所

限定承認者代理人弁護士　秋吉　克洋

自己株式取得事項の通知公告

当社は、平成二十三年六月二十八日開催の取締役会において、自己株式の取得について、左記のとおり決議致しましたので公告します。

記

一、取得する株式の数　三〇〇、〇〇〇株

二、株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額　金五〇円

三、株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額　金一五、〇〇〇、〇〇〇円

四、株式の譲渡しの申込みの期間　平成二十三年七月五日から平成二十三年八月三十一日まで

平成二十三年七月五日

静岡県富士市上横割一〇番地

大興製紙株式会社

代表取締役　永木　史郎

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年八月八日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年七月五日

愛知県一宮市栄三丁目二番七号

株式会社ワールドクリエイト

代表取締役　鈴木　規高

訂正公告

平成二十三年六月二十九日（号外第一四一号）掲載の破産管財人小林正則に係る配当公告中、「配当に加えるべき債権の総額　一般債権　金一三、〇三四、三七二円」、「配当することのできる金額　一般債権　金一、二二七、六六七、三二四円」とあるは、「配当に加えるべき債権の総額　一般債権　金一、二二七、六六七、三二四円」、「配当することのできる金額　一般債権　金一三〇、四三四、三七二円」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年七月五日

高松市内町一番六号　井元ビル四階

破産管財人　小林　正則

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十二年九月十四日外務省告示第四百十五号（千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の附属書の改正に関する件）（原稿誤り）				
六	三	二	二月十七日にロンドンで	四月二十七日にハンブルグで
平成二十三年五月二十日（号外第百三号）人事異動欄最高裁判所の部（原稿誤り）				
二六	二	一九	渡邉佐千夫	渡邉左千夫

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月五日付第一四八号九六ページ●同日付政府調達第一二四号一六ページ●五月十九日付衆会第二一号一二

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）